

奈良市公報

号 外 第 28 号

平成22年11月12日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

規 則

○政治倫理の確立のための奈良市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... 1

○奈良市情報公開条例施行規則及び奈良市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則..... 2

○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... 2

告 示

○都市景観形成建築物等の指定（2件）..... 3

○奈良市DV被害者支援事業補助金交付要綱..... 3

○開発行為に関する工事の完了（2件）..... 5

○交付要求通知書の公示送達..... 5

○一般競争入札の実施..... 5

○奈良市点字図書給付事業実施要綱の一部を改正する告示..... 6

○放置自転車等の保管..... 6

○道路の位置指定..... 7

○放置自転車等の保管（2件）..... 7

○交付要求通知書の公示送達..... 7

○身体障害者福祉法に規定する医師の指定辞退の届出... 8

○なら工藝館の臨時休館及び臨時開館..... 8

○放置自転車等の保管..... 8

○議会定例会の招集..... 8

○生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出..... 8

○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定..... 8

○生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出..... 9

○生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出..... 9

○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定..... 9

○放置自転車等の保管（2件）.....10

○交付要求通知書の公示送達.....10

選挙管理委員会

○選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧.....10

○在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧.....11

農 業 委 員 会

○農政部会の招集.....11

規 則

政治倫理の確立のための奈良市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年 8 月16日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第72号

政治倫理の確立のための奈良市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための奈良市長の資産等の公開に関する条例施行規則（平成7年奈良市規則第55号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式中

分離課税	土地等の事業・雑所得		
	短期譲渡所得		
	長期譲渡所得		
	株式等の事業・譲渡・雑所得		
	先物取引の事業・雑所得		

を

分離課税	土地等の事業・雑所得		
	短期譲渡所得		
	長期譲渡所得		
	株式等の事業・譲渡・雑所得		
	上場株式等の配当所得		
	先物取引の事業・雑所得		

に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成22年 8 月16日揭示済)

奈良市情報公開条例施行規則及び奈良市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 8 月17日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第73号

奈良市情報公開条例施行規則及び奈良市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

(奈良市情報公開条例施行規則の一部改正)

第 1 条 奈良市情報公開条例施行規則（平成19年奈良市規則第91号）の一部を次のように改正する。

別表に備考として次のように加える。

備考 用紙の両面に複写した文書、図画等については、片面を 1 枚として計算する。

別記第10号様式中「、開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため」を削り、

請求のあった日から 60 日以内に決定する事項	
-------------------------	--

を

請求のあった日から 60 日以内に決定する事項及びその決定期限	年 月 日
---------------------------------	-------

に

備 考	
-----	--

を

条例第13条の規定を適用する理由	
備 考	

に

改める。

(奈良市個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第 2 条 奈良市個人情報保護条例施行規則（平成21年奈良市規則第79号）の一部を次のように改正する。

別表に備考として次のように加える。

備考 用紙の両面に複写した文書、図画等については、片面を 1 枚として計算する。

別記第 5 号様式及び第 6 号様式中

上記の理由がなくなる時期	年 月 日
--------------	-------

を

上記の理由がなくなる時期	
--------------	--

に

改める。

別記第10号様式中

請求のあった日から 60 日以内に決定する事項	
-------------------------	--

を

請求のあった日から 60 日以内に決定する事項及びその決定期限	年 月 日
---------------------------------	-------

に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成22年 8 月17日揭示済)

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 8 月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第74号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年奈良市規則第33号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 3 項第 4 号を次のように改める。

(4) 電子計算機への入力を反復して行う業務その他上肢に過度の負担のかかる業務に従事したため生じた後頭部、けい部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害

別表第 1 第 4 項第 8 号中「(7)まで」を「(8)まで」に改め、同号を同項第 9 号とし、同項中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 石綿にさらされる業務に従事したため生じた良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚

別表第 1 第 6 項第 1 号中「看護の業務」の次に「、介護の業務」を加え、同表第 7 項第 9 号中「肝血管肉しゅ」の次に「又は肝細胞がん」を加え、同項第10号中「又は甲状腺がん」を「、甲状腺せんがん、多発性骨髄しゅ又は非ホジキンリンパしゅ」に改め、同表第 8 項中「7 まで」を「9 まで」に改め、同項を同表第10項とし、同表第 7 項の次に次の 2 項を加える。

8 相当の期間にわたって継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じた狭心症、心筋こうそく、心停止（心臓性突然死を含む。）、心室細動等の重症の不整脈、肺そく栓症、大動脈りゅう破裂（解離性大動脈りゅうを含む。）、くも膜下出血、脳出血、脳血栓症、脳そく栓症、ラクナこうそく又は高血圧性脳症及びこれらに付随する疾病
9 人の生命にかかわる事故への遭遇その他強度の精神

的又は肉体的負荷を与える事象を伴う業務に従事したため生じた精神及び行動の障害並びにこれに付随する疾病

附 則
この規則は、公布の日から施行する。
(平成22年 8 月25日揭示済)

告 示

奈良市告示第410号

なら・まほろば景観まちづくり条例（平成 2 年奈良市条例第12号）第14条第 1 項の規定により都市景観形成建築物等の指定をしたので、同条第 6 項及びなら・まほろば景観まちづくり条例施行規則（平成 2 年奈良市規則第21号）第 8 条の規定により次のとおり告示します。

平成22年 8 月16日

奈良市長 仲 川 元 庸

名 称	勝南院住吉神社
所 在 地	奈良市勝南院町 5 番地
概 要	神社門 延長5.9m

(平成22年 8 月16日揭示済)

奈良市告示第411号

なら・まほろば景観まちづくり条例（平成 2 年奈良市条例第12号）第14条第 1 項の規定により都市景観形成建築物等の指定をしたので、同条第 6 項及びなら・まほろば景観まちづくり条例施行規則（平成 2 年奈良市規則第21号）第 8 条の規定により次のとおり告示します。

平成22年 8 月16日

奈良市長 仲 川 元 庸

名 称	西林家 高塀
所 在 地	奈良市元興寺町13番 1
概 要	真壁塀（高塀） 延長5.6m

(平成22年 8 月16日揭示済)

奈良市告示第412号

奈良市DV被害者支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成22年 8 月16日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市DV被害者支援事業補助金交付要綱
(趣旨)

第 1 条 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第26条の規定に基づき、同法第 1 条第 2 項に規定する被害者及びその同伴する家族（以下「被害者等」という。）の保護を図るための活動を行う民間の団体に対して、予算の範囲内において、

奈良市DV被害者支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象団体)

第 2 条 補助金の交付を受けることができる団体は、次のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 市内に被害者等を緊急的かつ一時的に保護するための施設(以下「緊急一時保護施設」という。)を有していること。
- (2) 第 4 条の申請を行おうとする日の属する年度の 4 月 1 日において、緊急一時保護施設を継続して 1 年以上運営した実績を有し、かつ、今後も維持できると認められること。
- (3) 営利を目的とした団体でないこと。

(補助対象施設)

第 3 条 補助金の対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）は、市内に存し、不特定多数のものに開放されておらず、被害者等の安全及び衛生の確保に配慮した緊急一時保護施設で、市長が適当と認めるものとする。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象施設に係る家賃、光熱水費に要する経費のうち市長が適当と認める経費とする。ただし、補助金の交付を受けようとする年度に当該補助対象経費に対して他の団体から補助金等の交付を受けている場合又は受けることが決定している場合は、その額を控除した額とする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、補助対象経費の 2 分の 1 の額とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付の申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第 4 条第 1 項に定める補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 団体の規約及び役員名簿
- (4) 団体の活動実績に関する資料
- (5) 緊急一時保護施設を借り上げるために締結した賃貸借契約書の写し
- (6) その他市長が必要と認めた書類

(補助金の交付決定)

第 7 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、規則第 7 条第 1 項に規定する補助金等交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(事業の変更等の報告)

第 8 条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けたも

の（以下「補助事業者」という。）は、第4条の規定により申請した内容の変更又は中止若しくは廃止をしようとするときには、遅滞なく規則第11条に規定する補助事業等変更・中止（廃止）承認申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請の届出があったときは、その承認の可否を決定し、奈良市DV被害者支援事業変更・中止（廃止）承認（不承認）通知書（別記様式）により補助事業者に通知しなければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、当該年度の事業終了後（年度途中で事業を中止又は廃止した場合は、その事実が発生した日から）30日以内に規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 決算書又は決算見込書
- (3) その他市長が必要と認める書類

別記様式（第8条関係）

（交付決定の取消し等）

第10条 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金の交付決定を受けた事業の中止又は廃止をしたとき。
- (2) 補助事業者が第2条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (3) 市長の指示に従わないとき。
- (4) その他この要綱の規定に違反したとき。

（書類の整備）

第11条 補助事業者は、費用の収支その他事業に関する書類及び帳簿を備え、これを整備しておかなければならない。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年8月16日から施行する。

第 号
年 月 日

奈良市DV被害者支援事業変更・中止（廃止）承認（不承認）通知書

様

奈良市長 印

年 月 日付で申請のあった運営事業の変更・中止（廃止）について、次のとおり承認したので通知します。

- 1 補助対象事業経費 円
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 交付の条件

(平成22年 8 月16日揭示済)

奈良市告示第413号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成22年 8 月16日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成22年 4 月28日 奈良市指令都整開 第10A－1号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成22年 8 月16日 第1223号
公共施設 平成22年 8 月16日 第541号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市白毫寺町75番 1 及び75番 4 の一部
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良県北葛城郡広陵町大字笠222番地の 1
株式会社ウェダ 代表取締役 上田定央
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
道路
奈良市白毫寺町75番 1 の一部及び75番 4 の一部
(平成22年 8 月16日揭示済)

奈良市告示第414号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成22年 8 月16日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成22年 6 月 7 日 奈良市指令都整開 第10A－7号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成22年 8 月16日 第1224号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市六条町395番 1
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市六条町341番地
岡嶋秀典
(平成22年 8 月16日揭示済)

奈良市告示第415号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第82条第 2 項の規定に基づく交付要求通知書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、市民生活部国保

年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成22年 8 月16日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 送達をすべき文書
交付要求通知書
- 2 送達を受けるべき者
省略

(平成22年 8 月16日揭示済)

奈良市告示第416号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第 2 条の規定により公告します。

平成22年 8 月16日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 入札に付する事項

項 目	概 要
業務名称	平成22年国勢調査に係る郵送提出用封筒受付等処理業務
業務内容	郵送提出用封筒受付、調査区別仕分、開封、調査票との突合せ、データ入力、「郵送提出等世帯一覧」の作成。詳細は、別紙「平成22年国勢調査に係る郵送提出用封筒受付等処理業務仕様書」のとおり。
業務期間	平成22年10月 1 日（金）から平成22年10月20日（水）まで
業務場所	奈良市役所内会議室
業務規模	想定対象件数：107,353件（返送率70％を想定）
契約形式	請負契約

- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件をすべて満たしている事業者であること。
(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
(2) プライバシーマーク又はJISQ15001の付与認定を受けていること。または、「個人情報保護計画書」、「個人情報保護規程」等が作成され、事業者の組織としての個人情報保護体制が整備されていること。
(3) 過去 5 年以内において、地方公共団体・特殊法人・独立行政法人・国の出先機関の発注業務において、本入札の業務と同種・類似業務の受託実績（平成17年 4 月 1 日から平成22年 3 月31日の間に完了した業務）を有する事業者であること。
(4) 国税及び奈良市税を滞納していないこと。
(5) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停

止期間中でないこと。

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

3 募集要項等を示す日時及び場所

(1) 日時

平成22年8月16日（月）から平成22年8月25日（水）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市文書法制課（奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 北棟5階）

4 入札参加申請受付の日時及び申請方法

(1) 日時

平成22年8月16日（月）から平成22年8月25日（水）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
送付の場合は、平成22年8月25日（水）必着

(2) 申請方法

直接持参又は送付

(3) 提出場所

奈良市文書法制課（担当：統計係）
〒630-8580
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟5階

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札の日時

平成22年8月30日（月） 午後1時30分から

(2) 開札の日時

入札締切り後、直ちに開札

(3) 入札及び開札の場所

奈良市役所 入札室

6 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
(2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
(3) 代理人による入札で委任状の提出がないもの
(4) 入札書に入札金額、委託件名の表示又は記名押印を欠く入札
(5) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
(6) 同一入札について入札者又はその代理人が2以上の入札をした場合におけるその全部の入札
(7) 入札金額を訂正した入札
(8) その他入札に関する条件に違反した入札

7 入札に関する注意事項

- (1) 入札保証金は免除する。
(2) 入札の方法は持参入札とする。

- (3) 入札時間に遅れた者は入札に参加できない。

- (4) 入札会場への入場は入札者又はその代理人のみとする。

- (5) 代理人が入札する場合は必ず入札前に委任状を提出すること。

- (6) 入札者の不正行為、または不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき、その他の理由により、この入札を執行することが不適当であると認めるときは、執行をとりやめる。また、入札執行中においても落札決定を保留し、さらに入札執行後においても落札決定を取り消す場合がある。

- (7) 提出した入札書はその理由にかかわらず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

- (8) 災害その他やむを得ない理由があるときは入札の中止又は入札期日の延期をすることがある。

- (9) 再度入札を2回行う。

- (10) 入札者が1人であるときは、その入札は成立しないものとする。

8 その他

- (1) その他の詳細は、募集要項によります。

- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

- (3) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市総務部文書法制課

電話 0742-34-4721

（平成22年8月16日揭示済）

奈良市告示第417号

奈良市点字図書給付事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年8月17日

奈良市長 仲川元庸

奈良市点字図書給付事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市点字図書給付事業実施要綱（平成7年奈良市告示第261号）の一部を次のように改正する。

第2条中「18歳以上の」を削る。

附則

この告示は、平成22年9月1日から施行する。

（平成22年8月17日揭示済）

奈良市告示第418号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年8月17日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

- 2 移動年月日
平成22年 8 月17日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先
奈良市企画部交通政策課 電話0742-34-1111代表
(平成22年 8 月17日揭示済)

奈良市告示第419号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。
平成22年 8 月19日

奈良市長 仲 川 元 庸

申請者住所	大和郡山市田中町818番地の1
申請者氏名	シマ建設株式会社 代表取締役 小島 健一
道路の位置	奈良市神殿町587番地1の一部
道路の幅員	最大6.00m 最小6.00m
道路の延長	10.46m
指定年月日	平成22年 8 月19日
指 定 番 号	第22001号

(平成22年 8 月19日揭示済)

奈良市告示第420号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。
平成22年 8 月20日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成22年 8 月20日
- 3 移動対象区域
近鉄西ノ京駅周辺、近鉄高の原駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成22年 8 月20日揭示済)

奈良市告示第421号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。
平成22年 8 月24日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成22年 8 月24日
- 3 移動対象区域
近鉄富雄駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成22年 8 月24日揭示済)

奈良市告示第422号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第82条第2項の規定に基づく交付要求通知書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成22年 8 月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 送達をすべき文書
交付要求通知書
- 2 送達を受けるべき者
省略

(平成22年 8 月25日揭示済)

奈良市告示第423号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師の指定辞退の届出がありましたので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29

号）第3条の規定により告示します。

平成22年 8 月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	障害名	辞退年月日
清水 真澄	西の京病院	奈良市六条町102番地の1	内科 (心臓機能障害)	平成22年 3 月31日

(平成22年 8 月26日揭示済)

奈良市告示第424号

なら工芸館条例（平成12年奈良市条例第32号）第3条の4第2項の規定により、平成22年10月21日、同月22日になら工芸館を休館し、同年10月25日、同年11月1日、同月4日に同館を開館します。

平成22年 8 月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

(平成22年 8 月26日揭示済)

奈良市告示第425号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年 8 月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成22年 8 月26日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺及びJ R奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成22年 8 月26日揭示済)

奈良市告示第426号

平成22年 9 月 3 日奈良市議事堂に奈良市議会定例会を招集します。

平成22年 8 月27日

奈良市長 仲 川 元 庸

(平成22年 8 月27日揭示済)

奈良市告示第427号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成22年 8 月27日

奈良市長 仲 川 元 庸

	指定介護機関		開設者	変 更 年月日
	名称	所在地		
旧	アースサポート株式会社奈良在宅サービスセンター	奈良県奈良市内侍原町46－1	アースサポート株式会社	平成22年 7 月 1 日
新	アースサポート奈良	奈良県奈良市内侍原町46－1	アースサポート株式会社	

(平成22年 8 月27日揭示済)

奈良市告示第428号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成22年 8 月27日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
ニチイケアセンター東九条	奈良県奈良市東九条町754－4	居宅 訪問介護 居宅介護支援事業（介護計画作成） 介護予防 訪問介護	平成22年 8 月 1 日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2－9		平成22年 8 月 1 日

デイサービス尚和	奈良県奈良市学園大和町二丁目24松葉高見マンション108号	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成22年 8 月 1 日 平成22年 8 月 1 日
尚和福祉株式会社	奈良県奈良市芝辻町三丁目6-10-202		
デイガーデン八重桜	奈良県奈良市油阪町423	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成22年 8 月 1 日 平成22年 8 月 1 日
株式会社八重桜	奈良県奈良市法蓮町410-2		
ハッピーデイリハビリ館	奈良県奈良市六条二丁目3-12	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成22年 8 月 1 日 平成22年 8 月 1 日
有限会社京西ハッピーサービス	奈良県奈良市六条二丁目7-7		

(平成22年 8 月27日揭示済)

奈良市告示第429号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成22年 8 月27日

奈良市長 仲 川 元 庸

	指定介護機関		開設者	変 更 年月日
	名称	所在地		
旧	訪問介護ブリッジ	奈良県奈良市南永井町146北之	株式会社ブリッジ	

		庄ビル203		平成22年 6 月10日
新	訪問介護ブリッジ	奈良県奈良市横井二丁目155-2	株式会社ブリッジ	

(平成22年 8 月27日揭示済)

奈良市告示第430号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成22年 8 月27日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
ヒューマンライフケア奈良	奈良県奈良市三条町321－3	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成22年 6 月30日
ヒューマンリソシア株式会社	東京都新宿区西新宿七丁目5－25		平成22年 6 月30日

(平成22年 8 月27日揭示済)

奈良市告示第431号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

とおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成22年 8 月27日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			

名称	主たる事務所の所在地		
ヒューマンライフケア奈良	奈良県奈良市三条町321－3	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成22年 7 月 1 日 平成22年 7 月 1 日
ヒューマンライフケア株式会社	東京都新宿区西新宿七丁目5－25		
グットライフ	奈良県奈良市朱雀五丁目 3－10	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成22年 7 月 1 日
有限会社やまびこ	奈良県奈良市朱雀五丁目 3－10		
デイサービスセンターグットライフ	奈良県奈良市朱雀五丁目 3－10	居宅 通所介護	平成22年 4 月 1 日
有限会社やまびこ	奈良県奈良市朱雀五丁目 3－10		
デイサービスセンターグットライフ	奈良県奈良市朱雀五丁目 3－10	介護予防 通所介護	平成22年 7 月 1 日
有限会社やまびこ	奈良県奈良市朱雀五丁目 3－10		

（平成22年 8 月27日揭示済）

奈良市告示第432号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。

平成22年 8 月30日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成22年 8 月29日
- 3 移動対象区域
J R奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

（平成22年 8 月30日揭示済）

奈良市告示第433号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。

平成22年 8 月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成22年 8 月31日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺及び近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

（平成22年 8 月31日揭示済）

奈良市告示第434号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第82条第 2 項の規定に基づく交付要求通知書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、市民生活部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成22年 8 月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 送達をすべき文書
交付要求通知書
- 2 送達を受けるべき者
省略

（平成22年 8 月31日揭示済）

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第45号

平成22年 9 月 2 日に本市の選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、平成22年 9 月 3 日から平成22年 9 月 7 日までの間、毎日午前 8 時30分から午後 5 時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成22年 8 月17日

奈良市選挙管理委員会
委員長 河 村 武

縦 覧 場 所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟3階
選挙管理委員会事務局内

(平成22年 8 月17日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第46号

本市の在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、平成22年 9 月 3 日から平成22年 9 月 7 日までの間、毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成22年 8 月17日

奈良市選挙管理委員会
委員長 河 村 武

縦 覧 場 所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟3階
選挙管理委員会事務局内

(平成22年 8 月17日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第19号

奈良市農業委員会平成22年 8 月農政部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により告示します。

平成22年 8 月16日

奈良市農業委員会
農政部会長 荻 田 充 宏

1 日時

平成22年 8 月23日（月） 午後 1 時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟 6 階 第22会議室

3 議題

- (1) 農政部会の活動について
- (2) なら農業委員会だより第50号の発行について
- (3) 農地利用状況調査の実施について

(平成22年 8 月16日揭示済)

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。